

災害ボランティア割引制度の実現を求める意見書

災害列島日本と言われるように、近年は地震に津波、台風や豪雨、豪雪、竜巻、噴火などの自然災害が多発している。また近い将来に発生すると予測されている南海トラフ地震や首都直下型地震、東南海・南海地震などにも備えなければならない。もし最悪このような大災害が発生した場合、被災者の支えとなり復旧・復興活動に欠かせないのがボランティアの活動なのである。大災害が発生すれば被災地ではすぐに家屋の清掃や畳・家具の搬出、瓦れきの処理などが始まり、最近では発災直後からボランティアを求められるケースが多くなってきている。東日本大震災の被災地に入ったボランティア数は、阪神・淡路大震災の同時期に比べて約40万人少ないと言われているが（全国社会福祉協議会と兵庫県発表の統計を比較）、その最大の要因は被災地までの交通費、宿泊費がかさむということで、行きたい気持ちはあるけれど行けないのである。自己完結をモットーとするボランティアに対して各公共交通機関やホテル・旅館などに交通費や宿泊費を割り引く制度がない。

よって、武蔵村山市議会は、政府に対し、今、全国どこで大災害が発生してもおかしくないことから、次の項目のとおり災害ボランティア割引制度の実現を強く求めるものである。

1 地震や津波、台風や豪雨、豪雪、竜巻、噴火などの自然災害発生時に、ボランティアに対して各公共交通機関やホテル・旅館などに交通費や宿泊費を割り引くための公的な制度を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成27年9月30日

武蔵村山市議会議長

高山 晃 一

内閣総理大臣	安倍晋三 殿
経済産業大臣	宮沢洋一 殿
国土交通大臣	太田昭宏 殿